

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年11月30日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 現金による生産品売扱収入について、現金受払簿への登記をせずに納付書により指定金融機関に払い込まれていた。（高等技術学校丸亀校）</p> <p>イ 契約について (ア) 受託研究契約の受託料において、消費税額を含んでいないものがあった。また、受託研究契約書や受託料算定書において消費税額に対する積算方法、記載方法などが統一されていない。（産業技術センター）</p> <p>(イ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で、5か年間の警備業務委託契約を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて十分に検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。（産業技術センター）</p> <p>(ウ) 契約書及び請書を省略した業務委託について、全ての委託内容を示した仕様書を書面で残さずに発注していたため、仕様書で業務委託であったとの説明ができない支払があった。発注の際には、実</p>	<p>ア 収入事務について 現金受払簿に登記済みである。 今後、会計規則（第29条、第33条）の遵守を徹底する。</p> <p>イ 契約について (ア) 平成24年4月1日付けて「香川県産業技術センター受託研究要綱」を改正し、契約書、算定基準、算定書において、消費税を含むことを明記し、それに基づき適正に実施している。</p> <p>(イ) 次回更新時において、一般競争入札を行う際に、契約金額を低減できるかどうかを十分に検討する。今後、類似の案件がある場合には、指摘のあった趣旨を踏まえ適正に対応したい。</p> <p>(ウ) 平成23年度の業務委託から、委託内容を示した仕様書を作成した。</p>

	<p>施日、資料作成と資料作成部数など全ての委託事項を仕様書に明記する必要があった。（労働政策課）</p> <p>ウ 任意団体について 県に事務局を置く任意団体のうち、自主検査を実施していないものがあった。（観光交流局）</p> <p>エ 手当の支給について 特急列車利用者の通勤手當について、休暇取得日に特急料金が支給されていた。（観光交流局）</p> <p>オ 監査調書の作成について 監査調書について、不備な点が數多く見られたので、監査調書作成に当たっては正確に記載する必要がある。（観光交流局）</p>	<p>ウ 任意団体について 自主検査を実施し、実施結果を人事・行革課へ提出した。</p> <p>エ 手当の支給について 直ちに、返納の処理を行った。</p> <p>オ 監査調書の作成について 監査調書の作成に当たっては、正確に記載するよう職員を指導した。</p>
検討指示事項	<p>都市公園条例に基づく使用許可期間が翌年度以降にわたる場合、「使用の期間が翌年度以降にわたる場合の使用料等の徴収方法」の定めがないため、その基準を検討する必要がある。（観光交流局）</p>	<p>観光交流局所管の都市公園における使用期間が翌年度以降にわたる場合の使用料については、「行政財産の使用許可に関する基準」の規定に準じ、香川県都市公園条例に基づく使用料の徴収方法に関する基準を定め、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収することを規定する。</p>